



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/DR.2

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月9日

Sponsor: Albania, Bulgaria, Burkina Faso, Cabo Verde, Chad, Côte d'Ivoire, Cyprus, Estonia, France, Germany, Ghana, Hungary, Italy, Kenya, Malawi, Mexico, Montenegro, Netherlands, Nigeria, Portugal, South Africa, Spain, Sweden, Switzerland, Tunisia, Uganda, and Zambia

第25回ローマ規程締約国会議は

ローマ規程の目的及び原則を再確認し、

国際社会において国際刑事裁判所(ICC)が補完性原則の下で果たす意義を認めICCが国際社会の重大な犯罪の不処と闘う上で、不可欠な役割を果たしていることを再確認し、

国際連合憲章 (Charter of the United Nations) の目的と原則を想起し、

ローマ規程締約国会議(ASP)のこれまでの活動に満足を示し、

未だローマ規定への批准をしていない国があることを確認し、

侵略犯罪に関する国際刑事裁判所ローマ規定のカンパラ改正 (The Kampala Amendments on the crime of aggression) を想起し、

国際の平和及び安全の維持における同改正の重要性を強調し、

多くの人々が犠牲者となってきた残虐な犯罪が世界の平和、安全及び福祉を脅かすことを認識し、

最も重大な犯罪が処罰されずに済まされてはならないことを強調し、

国際的な犯罪について責任を有する者に対して刑事裁判権を行使することが、すべての責務であることを想起し、

国際連合憲章の目的及び原則、とりわけすべての国が武力による威嚇又は武力の行使を慎み、他国の領土保全又は政治的独立を侵害してはならないことを強調し、

締約国は、各国の国内法整備がローマ規程に定めるすべての形態の協力を実施するうえで必要不可欠であることを強調し、

ジェノサイド、人権に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪の不処罰防止の重要性を認識し、

ICCが独自の警察機構を有しておらず、逮捕状の執行を加盟国及び地域機構の協力を依存していることを認識し、

一部の加盟国が国家主権、外交上の特権又は国内法を理由としてICCへの協力及び容疑者の引き渡しを拒否している現状を憂慮し、

ICCの慢性的な財政不足及び限られた人的・財政的資源が、捜査、訴追及び被害者支援に深刻な影響を及ぼしていることを懸念し、

ICCの捜査及び逮捕状の対象が特定の地域、とりわけアフリカ地域に偏っているとの指摘や、政治的偏向性及び二重基準に対する懸念が、ICCの公平性及び正当性に対する国際的信頼へ影響を及ぼしていること

に留意し、

一部の主要国がローマ規程の締約国ではないこと並びに国際連合安全保障理事会の付託制度及び常任理事国による拒否権の行使が、国際刑事司法の実効性を低めていることを憂慮を抱いて言及し、

加盟国が自らICCに付託する制度の有用性を強調し、

刑事責任と国家主権はどちらも尊重されるべきだと信じ、

ICCによる要人の逮捕には多方面への慎重さが求められることを認識し、

ICCにおいては地域に関わらず平等な付託や捜査が行われるべきであることを強調し、

国の規模や政治的地位にかかわらず、重大な国際犯罪は平等に裁かれるべきであるとの考えを確認し、

ローマ規程締約国には司法制度及び治安機関が未発達である国もあることを認め、

実行力のあるICCの組織運営には地域機構との連携が不可欠であることを強調し、

各地域の価値観を重視した上で捜査を行うことの重要性を強調し、

ICCの裁判官、検察官及び職員に対する政治的圧力、経済制裁及びサイバー攻撃等が司法の独立性を脅かしている現状を憂慮し、

ICCが政治的圧力から独立し、公平かつ中立な司法機関として活動できる環境を維持することの重要性を強調し、

ICCが慢性的な財政難に陥っていることに憂慮を抱いて言及し、

締約国が逮捕状の履行義務を遂行するに当たり第三国による様々な制裁がなされる事態に憂慮を表明し、

逮捕状の執行が十分になされていない現状を遺憾に思い、

安全保障理事会はICCへの事件の付託において重大な責務を担っているにもかかわらず拒否権の行使等によってその機能を十分に果たすことが出来ていない現状を認識し、

一部の国において自国内で重大犯罪を適切に訴追できないことを考慮し、

一部の大国によるICC検察官及び判事への制裁を遺憾に思い、

締約国間の協力及び制度改革がICCの実効性及び頼性向上につながることを確信し、

1. ICCに対し、国内司法制度と警察組織の未発達により捜査及び逮捕への協力ができない国への以下の支援を行うことを要請する：
 - a. OTPによる人材支援,
 - b. 証人に対する更なる保護,
 - c. 裁判官の育成支援,
 - d. 国内司法制度の技術的支援;
2. 安全保障理事会に対し、規程第16条に基づく捜査又は訴追の延期を検討する際、国内司法制度が十分に整備されていない国において、在任中の国家元首等の逮捕が政治的混乱又は地域の平和と安定に深刻な影響を及ぼすおそれがある場合は、当該国の国内状況及び地域情勢を十分に考慮することを要請する；

3. 安全保障理事会に対し、前項の配慮を通じて、規程第16条を単なる外交的又は政治的都合の手段としてではなく、途上国や紛争影響国の政治的安定及び持続可能な平和構築にも寄与する実効的な制度として位置づけ、その更新を3回までとすることを強く要請する；
4. ICC及びOTPに対し、ICCによる逮捕が周辺地域に与える影響を評価した上で逮捕するか否かを決断するために「事前地域協議メカニズム」を創設するよう要請する；

ICCに対し、既存の監査制度を活用して地域間の偏在をなくすためにICCが取り扱う事案の監督を行うよう強く促す；

5. ASPに対し、明らかに故意的な非協力であり悪質性が認められる国に対しての制裁について議論することを要請する；
6. ICC検察局及び締約国に対し逮捕状の執行を阻む具体的障壁や法的相克の事例をASPに報告するように強く促す；
7. 合意した加盟国に対し、制裁を受けたICC職員を保護するとともに、保護についての連帯声明を出すように促す；
 - a. ASPに対し、外部からの不当な制裁を受けたICC職員及び家族の保護のために資産凍結に対応するための金銭的援助、を含んだガイドラインを策定するように呼びかける；
 - b. 資産凍結に対応するための金銭的援助,
 - c. 法的援助,
 - d. 物的支援；
8. ASPに対し、年に1度各国の最新のデータを参考にした上で支払い能力を考慮した上で分担金について議論するように呼びかける；
9. ICCと国際連合、締約国及び地域機構が以下の協力をさらに強化することを要請する；
 - a. 情報共有,
 - b. 逮捕状の履行,
 - c. 証拠提供；
10. ASPに対し、ICCの慢性的な財政難を解決することを目的としてローマ規程第115条(b)の活用を推進するように呼びかける；
11. ICCに対し、加盟国及び協力的かつ司法制度が未発達な非加盟国に対する返還型の投資を行うことを促す；
12. 締約国に対し、ICCから逮捕状の執行を要請されたもしくは執行した国に第三国から以下の行為がなされた場合、緊急保護協議を要請し加盟国はその保護に積極的な姿勢をとるよう要請する；
 - a. 経済制裁,
 - b. 軍事的圧力および脅迫,
 - c. 政治的報復；
13. ローマ規程未締約国に対し、早期加盟を積極的に促すとともに、加盟が困難な場合ローマ規程第12条第3項に基づくICC管轄権受諾言の提出を要請する；
14. 締約国に対し、ICCが発行した逮捕状及び証拠提出・証拠収集要請について、能力の限り迅速かつ誠実に協力することを要請する；
15. 未批准の締約国に対し、2010年カンパラ改正の早期批准及び国内法への反映を促進し、侵略犯罪を含

む国際犯罪に対する共通の処罰体制を強化することを要請する；

16. ICCに対し、ICCの制度改革は司法の独立性及び中立性を損なうものではなく、その実効性及び国際社会からの信頼をさらに高めることに尽力することを改めて確認する；
17. 法の支配は国家の規模や政治的影響力に左右されるべきではなく、すべての国家及び個人に対して平等に適用されるべきであることを強調する；
18. ローマ規程第112条に、「裁判所に非協力を認定された締約国は、非協力認定が解除されるまで、締約国会議及び議長団における投票権を失う。ただし、締約国会議は、非協力認定が当該締約国にとってやむを得ない事情によると認めるときは、当該締約国の投票を認めることができる。」という条項を追加することを決定する；
19. 財政的及び技術的に余裕のあるローマ規定締約国に対し、ICCへの以下の支援を拡充し、捜査及び裁判の迅速化、並びに組織運営の効率化を推進するよう求める；
 - a. 人的支援,
 - b. 技術支援；
20. 締約国に対し、毎年ASPに逮捕状の履行状況、容疑者の引き渡し状況、専門家派遣を含んだ調査報告書を提出することを要請する；
21. ICCに対し、締約国から提出された調査報告書をもとに、国家をA（優良国）、B（改善勧告）、C（要支援）、D（非協力国）に分類することを要請する；
22. 締約国に対し、ICCがD（非締約国）と判断したかつ国が意図的に行った国に対しては以下の制裁を1年間下すことを要請する；
 - a. 現状より5%増やされた分担金の支払い,
 - b. 投票権剥奪；
23. ICCに対し、各地域機構が裁判所を作った際、査定のうえ裁判所を認定し活動を認めることを強く促す；
24. ICCに対し、締約国の中でICCにD（非協力国）と認定された国がICCに協力するよう履行することを要請する；
25. ICCに対し、ICCの書記局の下に締約国の司法制度の現状把握と助言を行う新部門を設立することを要請する；
26. 締約国に対し、不当な圧力を受けたICC職員への相談窓口を設置することを奨励する；
27. 裁判所が、非締約国との協力について個別の事案ごとに調整を担う調整枠組みを設置することを決定する；
28. ICCに対し、捜査及び訴追を行う際の介入基準を透明化し、報告書を1年に1回締約国に公開するよう要請する；
29. ICCに対し、2020年に行われた専門家レビューの結果を活動において考慮するよう要請する。信頼性をあげるため